

荏田町下水道施設等への ウォーターPPPの導入検討について

令和7年9月

荏田町下水道課

- 1. 苅田町における下水道事業**
- 2. 官民連携事業の導入検討について**
- 3. 苅田町の方針と参入意向調査について**
- 4. 今後の予定について**

1. 苅田町における下水道事業

1. 菰田町における下水道事業

菰田町の下水道施設概要

管路

種別	区分	管路延長 (m)	排除方式	供用開始
公共	汚水	104,945	分流	H14.4
公共	雨水	966	分流	S61.4
農集	汚水	18,095	分流	H18.10
合計		124,006		

マンホールポンプ

種別	処理区	施設数 (箇所)	排除方式	供用開始
公共	菰田処理区	3	分流(汚水)	H27.4
農集	片島地区	10	分流(汚水)	H18.10
農集	白川南部地区	5	分流(汚水)	H28.10
合計		18		

ポンプ場

種別	施設名	施設数 (箇所)	排除方式	供用開始
公共	磯浜ポンプ場	1	分流(雨水)	S61.4
公共	神田ポンプ場	1	分流(雨水)	H1.4
	幸町排水機場	1	分流(雨水)	S61.5
合計		3		

下水処理場

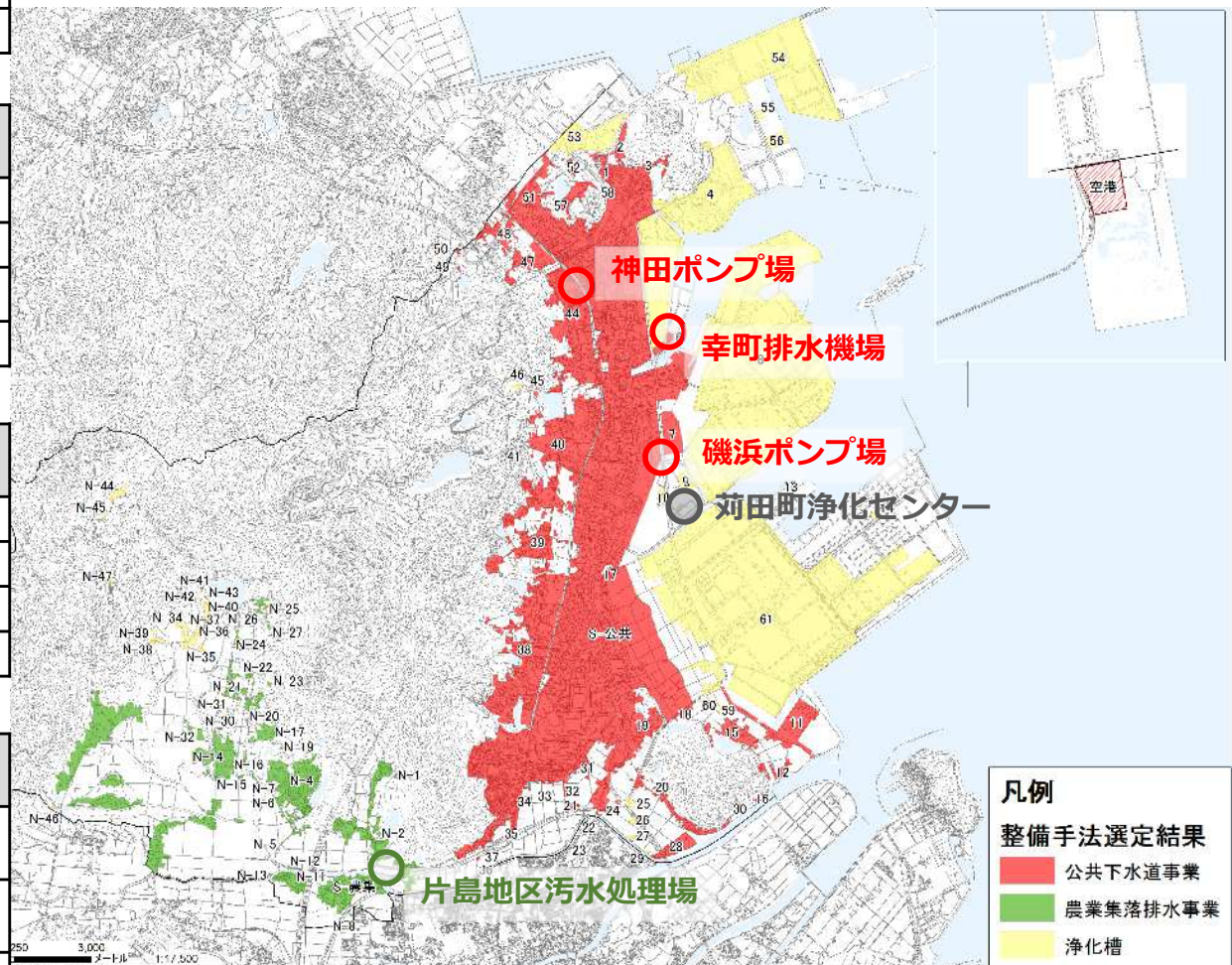
種別	施設名	処理能力 (m ³ /日)	処理方式	供用開始
公共	菰田町浄化センター	5,400	標準活性汚泥法	H14.4
公共	菰田町浄化センター	1,800	OD法	R6.4
農集	片島地区汚水処理場	413	改良型回転式生物接触法 + 消化脱窒	H18.10

公共下水道事業

菰田処理区、菰田町空港処理分区

農業集落排水事業

片島地区、白川南部地区



1. 菟田町における下水道事業

菟田町における下水道事業の経緯

時 期	事項	検討内容等
平成6年	全体計画策定	公共下水道の区域1,067ha、人口41,500人、目標年次：平成25年度 管渠、ポンプ場、処理場の全体計画
平成7年	初認可取得	認可計画目標年次：平成14年3月31日 予定処理区域：98ha 菟田町浄化センター2/8系列ほか
平成10年	第2回認可取得	幹線ルート変更、処理場最初沈殿池追加 処理場最終沈殿池追加ほか
平成12年	第3回認可取得	認可計画目標年次：平成19年3月31日 予定処理区域：209haに変更 汚水・雨水幹線の追加 主ポンプ1台増設3/3（うち1台予備）ほか
平成17年	第4回認可取得	認可計画目標年次：平成24年3月31日に延伸 予定処理区域：333haに変更 汚水・雨水幹線の追加 菟田町浄化センター4/8系列に変更 神田ポンプ場追加ほか
平成17年	全体計画見直し	計画目標年次：平成37年に延伸
平成19年	第5回認可取得	菟田町空港処理分区（2.0ha）を追加
平成22年	全体計画見直し	計画目標年次：平成42年に延伸及び計画処理人口等の計画フレームの見直し
平成23年	第6回認可取得	全体計画見直しに伴う計画フレームの変更及び与原本地区画整理事業を 踏まえた菟田処理区（159ha）の追加
平成28年	汚水処理構想及び 全体計画見直し	計画目標年次を平成47年に延伸及び計画処理人口等の計画フレームの見直し
平成28年	第7回事業計画変更	事業計画目標年次を平成33年に延伸 全体計画見直しに伴う計画フレームの変更 菟田町浄化センター処理方式の変更（標準法→標準法+O D法） 下水道法の改正に伴う調書の追加及び変更
令和元年	第8回事業計画 変更	事業計画目標年次を令和5年に延伸 菟田町浄化センターにし尿の受け入れ
令和2年	全体計画見直し	計画目標年次を令和17年に延伸 計画処理人口等の計画フレームの見直し
令和4年	第9回事業計画変更	菟田町北部3号幹線のルート変更 事業計画目標年次を令和9年に延伸、事業進捗を踏まえ菟田処理区（40ha）の追加 全体計画見直しに伴う計画フレームの見直し

出典：「05事業計画」総括表

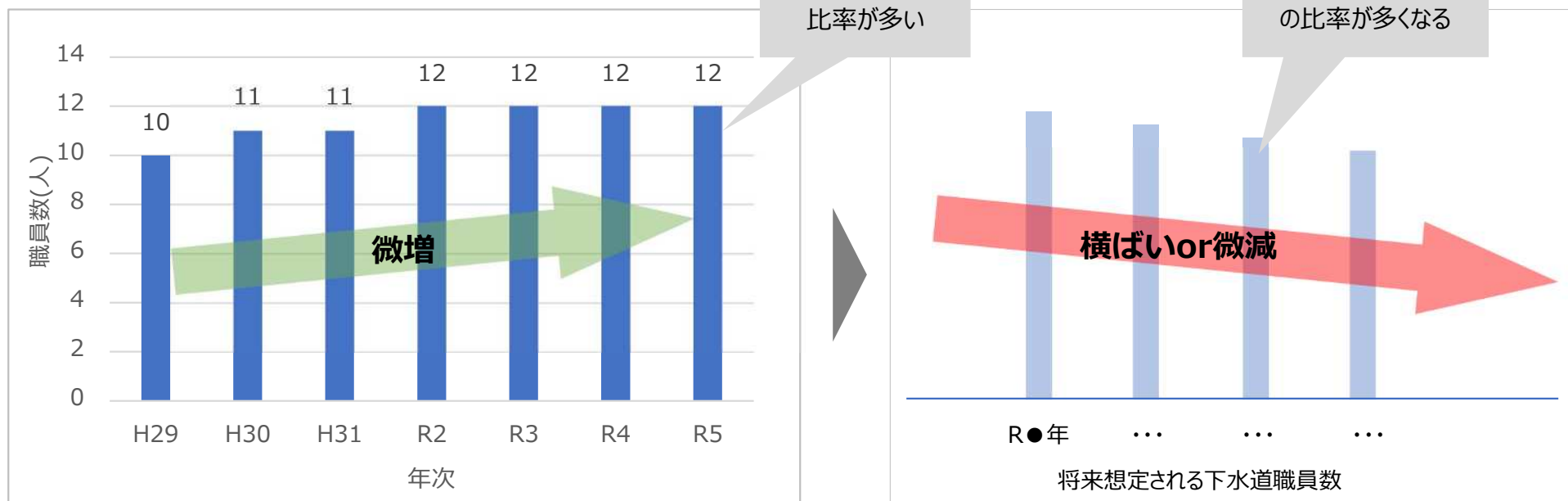
1. 苅田町における下水道事業

苅田町における下水道事業の課題

組織体制（ヒト）の課題

- 町の経営戦略では、R17年度まで普及率向上のための管路整備を進めていく方針のため、下水道職員は微増傾向にある。
- 一方で、**R18年度以降は維持管理にシフトする**ため、一定数の**職員の確保**とともに、維持管理の**ノウハウの蓄積や継承**が重要になる。
- 但し、人口減少が想定されるなかで、**十分な職員を確保することは困難**であるため、**民間の力も借りた事業執行体制構築が必要**である。

■ 下水道職員数の推移（過去7年）



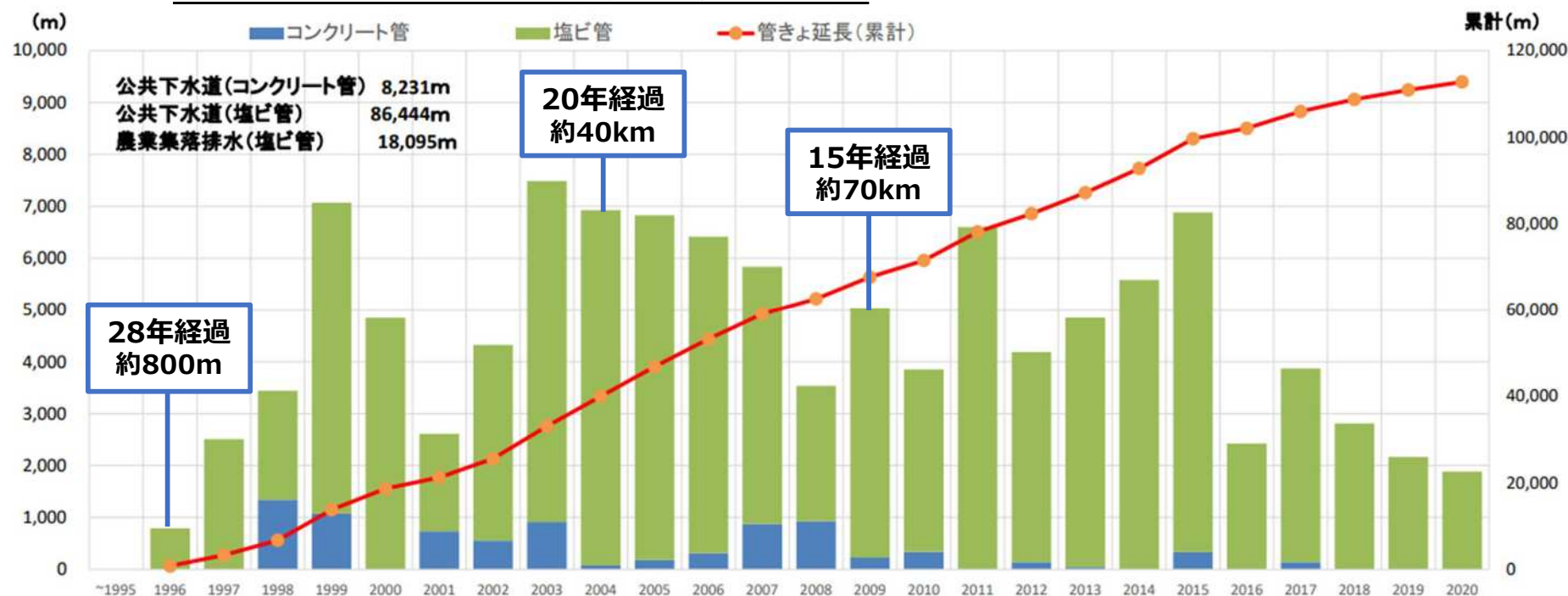
(引用元:苅田町令和5年度給与等の公表)

1. 苅田町における下水道事業

苅田町における下水道事業の課題

施設（モノ）の課題

- 管きよは1996年から整備を開始したため、最も古いものでも28年経過であり、標準耐用年数の50年には至っていない。
- 一方、管きよは30年経過すると道路陥没等の不具合が顕在化する傾向にあるため、今後、適切な維持管理が求められている。
- また、マンホール蓋については、標準耐用年数が車道15年のため、劣化状況に応じて順次交換を行っているが、今後増加していくことが想定される。



(引用元: 苅田町公共施設等総合管理計画 (令和3年度改訂版))

1. 荻田町における下水道事業

荻田町における下水道事業の課題

施設（モノ）の課題

- ・ 供用開始後、標準耐用年数を経過した老朽化した機械・電気設備が多数あり、
- ・ 老朽化の進行に対して適切な対応を取らない場合、水処理機能や汚水の送水機能が停止する危険性がある

施設名	供用開始 年度	経過 年数	機械・電気設備の標準耐用年数 を経過している割合（R6年度）
荻田町浄化センター	平成14年度	22年	77%
磯浜ポンプ場	昭和61年度	38年	86%
神田ポンプ場	平成元年度	35年	100%

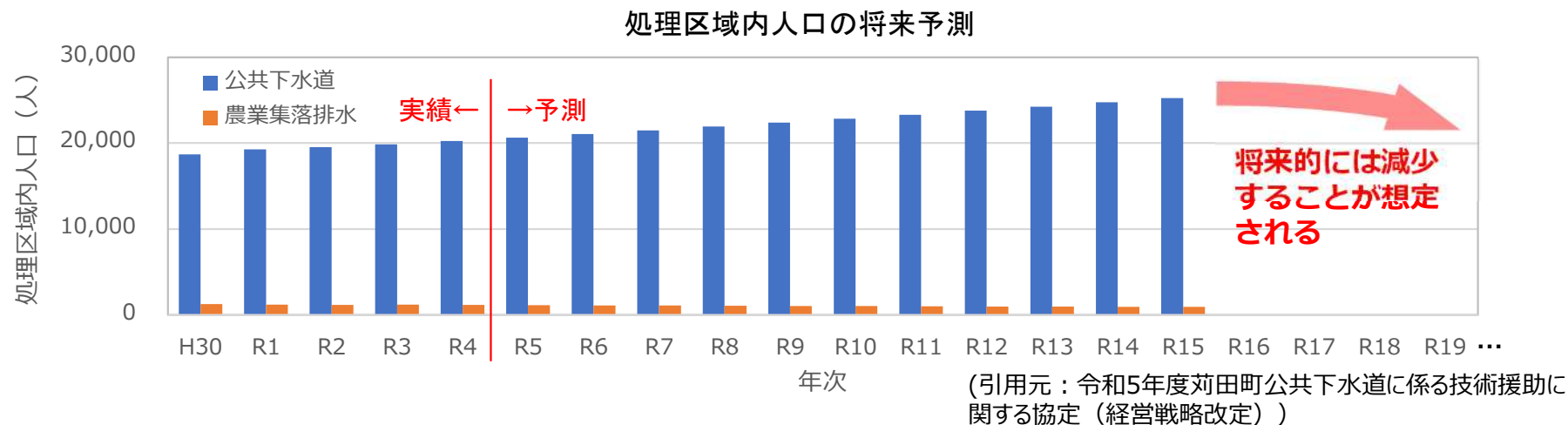
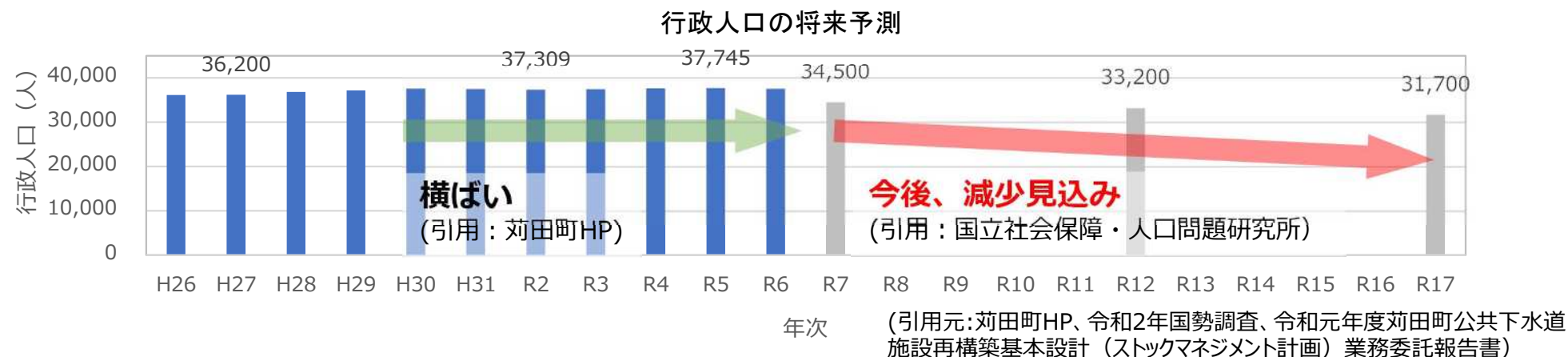
（引用元：荻田町ストックマネジメント資料のデータより作成）

1. 苅田町における下水道事業

苅田町における下水道事業の課題

財政（カネ）の課題

- 将来的な人口減少や節水型社会の到来による水需給が減少し、**下水道使用料収入の減少**が見込まれる（＝下水道施設の維持管理に投入する費用に制約が発生する可能性がある）



1. 苅田町における下水道事業

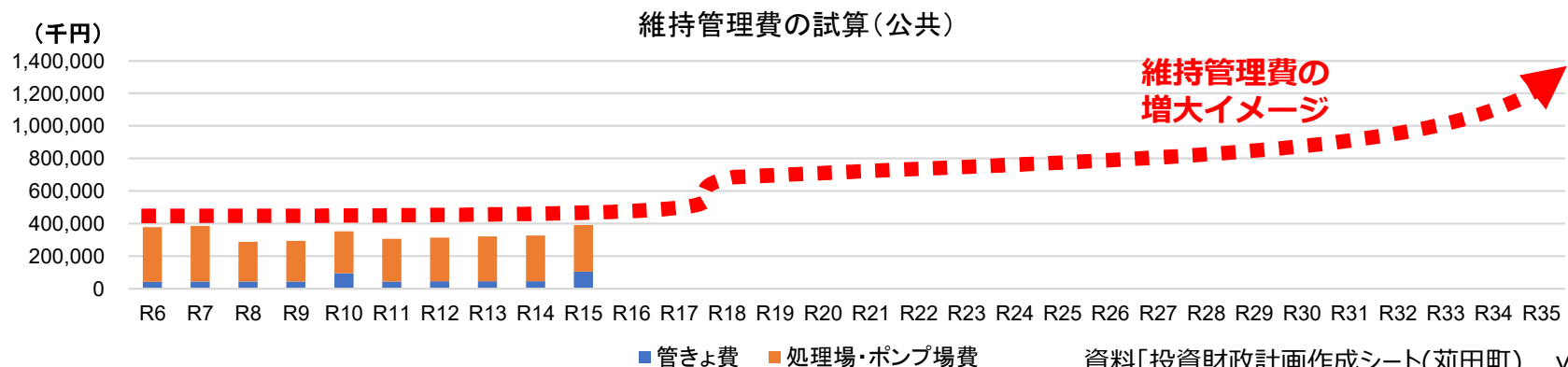
苅田町における下水道事業の課題

財政（カネ）の課題

- R17年度まで下水道整備（普及率向上）を行う方針のため、投資を増額する方針である。
- 一方で、R18年度以降は、（**管理費用は増大**し経営環境は今後一層厳しく特に管きよは）維持管理にシフトしていく方針のため、**維持管理費用は増大**し経営環境は今後一層厳しくなる。



(引用元:令和5年度 苅田町公共下水道に係る技術的援助に関する協定（経営戦略改定）報告書)



資料「投資財政計画作成シート(苅田町) _ver.2」より作成

2. 官民連携事業の導入検討について

2. 官民連携事業の導入検討について

我が国における下水道管路施設を取り巻く課題

下水道事業の課題

- 下水道管路施設の老朽化への対応
- 下水道職員の減少・ノウハウの蓄積や継承
- 予算の制約



「事後保全型対応」から「予防保全型対応」へ

損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行い
更新時期の平準化と総事業費の削減を図る

官民連携事業の推進

政府は、民間の創意工夫を活かし維持管理の効率を向上させるため、**官民連携事業（PPP/PFI）**を推進

2. 官民連携事業の導入検討について

下水道管路施設における官民連携事業の状況

- 下水処理場の管理（点検・操作等）について **9割以上が民間委託を実施**。
- このうち、施設の運転管理・薬品燃料調達・巡視・点検・調査・清掃・修繕等を一括して複数年にわたり委ねる**包括的民間委託は、処理場で 609施設、管路で 70契約が実施されており、近年増加中**。
- 下水汚泥を利活用するガス発電や固形燃料化を中心に、**DBO方式・PFI（従来型）は 52施設で実施中**。
- 下水道分野のウォーターPPPのうち、**管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、茨城県守谷市【R5.4】、コンセッション方式（レベル4）は、静岡県浜松市【H30.4】、高知県須崎市【R2.4】、宮城県【R4.4】、神奈川県三浦市【R5.4】で、それぞれ事業が実施されている。** ※【 】は事業開始

（R6.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による）

* R4 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R5.3.31時点

** 管路施設については単一業務のみだが、下水処理場包括的民間委託等と包括された 2契約（2団体）を含む

※1団体で複数施設を対象とするPPP/PFI(官民連携)を実施する場合があるため、団体数の合計は必ずしも一致しない

下水道施設		下水処理場 (全国2,164箇所*)	ポンプ場 (全国5,794箇所*)	管路施設 (全国約49万km*)	全体 (全国1,479団体)
包括的民間委託		609箇所 (298団体)	1205箇所 (202団体)	70契約 (52団体)**	(321団体)
指定管理者制度		60箇所 (20団体)	95箇所 (12団体)	35契約 (13団体)	(20団体)
DBO方式		41箇所 (30団体)	3箇所 (3団体)	0契約 (0団体)	(32団体)
PFI(従来型)		10箇所 (7団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(7団体)
ウォーター PPP	管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	1箇所 (1団体)	1箇所 (1団体)	0契約 (0団体)	(1団体)
	管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	0箇所 (0団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(0団体)
	PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	11箇所 (3団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

引用元（第38回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI検討会）資料1 国土交通省）

2. 官民連携事業の導入検討について

ウォーターPPPの概要

※ウォーターPPPとは、上下水道や工業用水等の水インフラ分野における新しい官民連携（Public Private Partnership：PPP）の方式です。

- 令和5年度国土交通省より創設された管理・更新一体型マネジメント方式

○ ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称である。

- レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、レベル4に段階的に移行することを見据え、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

図表 1-1 ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体型マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。
 【管理・更新一体型マネジメント方式の要件】
 ①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
 ○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
 ○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。
 ○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP		
公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4]	管理・更新一体型マネジメント方式 [レベル3.5] 新設	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1～3]
長期契約（10～20年）	長期契約（原則10年）*1	短期契約（3～5年程度）
性能発注	性能発注*2	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）	
運営権（抵当権設定）		
利用料金直接收受		
上・工・下一体：1件（宮城県R4） 下水道：3件 （浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5） 工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）	*1 管理・更新一体型マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2 民間事業者の対事業の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。	水道：1,400施設 下水道：552施設 工業用水道：19件

出典）内閣府「ウォーターPPPの概要」（R5.6）

引用元（下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省）

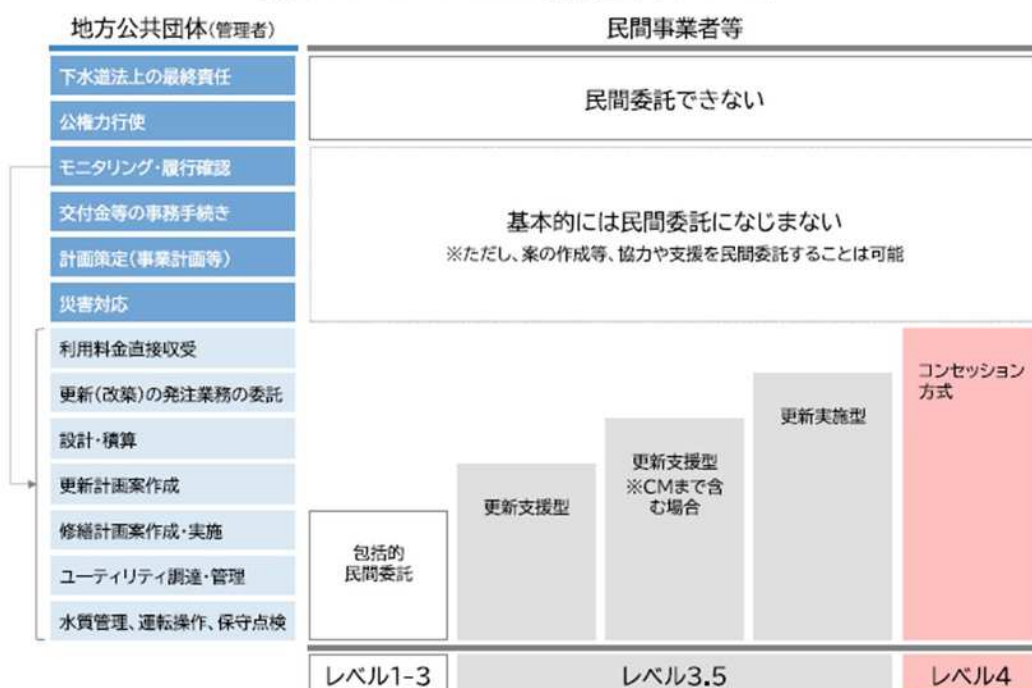
2. 官民連携事業の導入検討について

ウォーターPPPの概要

- レベル3.5は、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの
- レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

図表 1-2 レベル 3.5 の業務範囲 (イメージ)



引用元 (下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)

2. 官民連携事業の導入検討について

ウォーターPPPの概要

交付金要件化

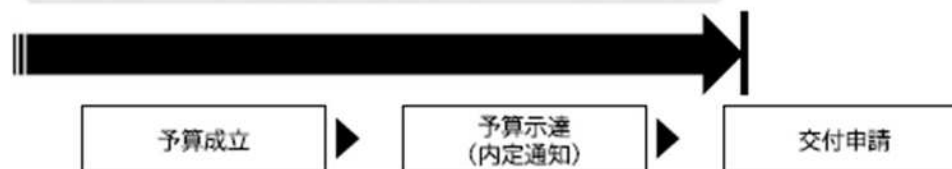
- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。

- 交付金等の要件充足には、基礎編3.1対象施設・業務範囲の設定の考え方（詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照）が前提
- よって、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始（募集要項等の公表）を意味（入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結）
- 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、污水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き（イメージ）

【令和9年度以降】

交付申請までの要件充足（入札・公募の開始＝募集要項等の公表）が必要



2. 官民連携事業の導入検討について

ウォーターPPPの概要

交付金要件化

- 令和9年度以降、交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」である。
- 交付金等要件化の対象となる交付金等(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金(下水道事業費、下水道防災事業費)を想定している。

- 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(R4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)の別表1. 土木建築・付帯設備で大分類が「管路施設」の範囲とし、別表2. 機械設備、3. 電気設備の改築は交付金等要件化の対象外
- 「污水管の『改築』に係る国費支援」であることから、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金等要件化の対象外
- 下水道ストックマネジメントの支援制度と下水道総合地震対策事業における管路の「改築」も交付金等要件化の対象(ただし、緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化は例外)であり、その計画策定や調査・診断の費用はについても交付金等要件化の対象
- なお、レベル3.5の対象施設・業務範囲として、交付金等を受ける污水管の改築が設定される必要はない

図表 3-10 交付金等要件化の対象と標準耐用年数

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
管路施設	管 き よ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50
		遠心力鉄筋コンクリート	
		陶	
		硬質塩化ビニル	
		FRPM	
		鋳 鉄	
		ダグタイル鋳鉄	
		鋼	
		コンクリート	
		レジンコンクリート	
	桝	コンクリート	50
		硬質塩化ビニル	
	取 付 管	硬質塩化ビニル	50
		陶	
	マ ン ホ ール	遠心力鉄筋コンクリート	50
		本体(コンクリート製)	
		本体(硬質塩化ビニル製)	
		本体(レジンコンクリート製)	15
		鉄蓋(車道部)	
	共 通	鉄蓋(その他)	30
		内部防食	10

出典)「下水道施設の改築について」(R4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)
別表1. 土木建築・付帯設備 大分類「管路施設」抜粋

3. 荻田町の方針と参入意向調査について

3. 荻田町の方針と参入意向調査について

導入予定の官民連携事業

- 荻田町では**ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）【レベル3.5】の導入**を予定しています。

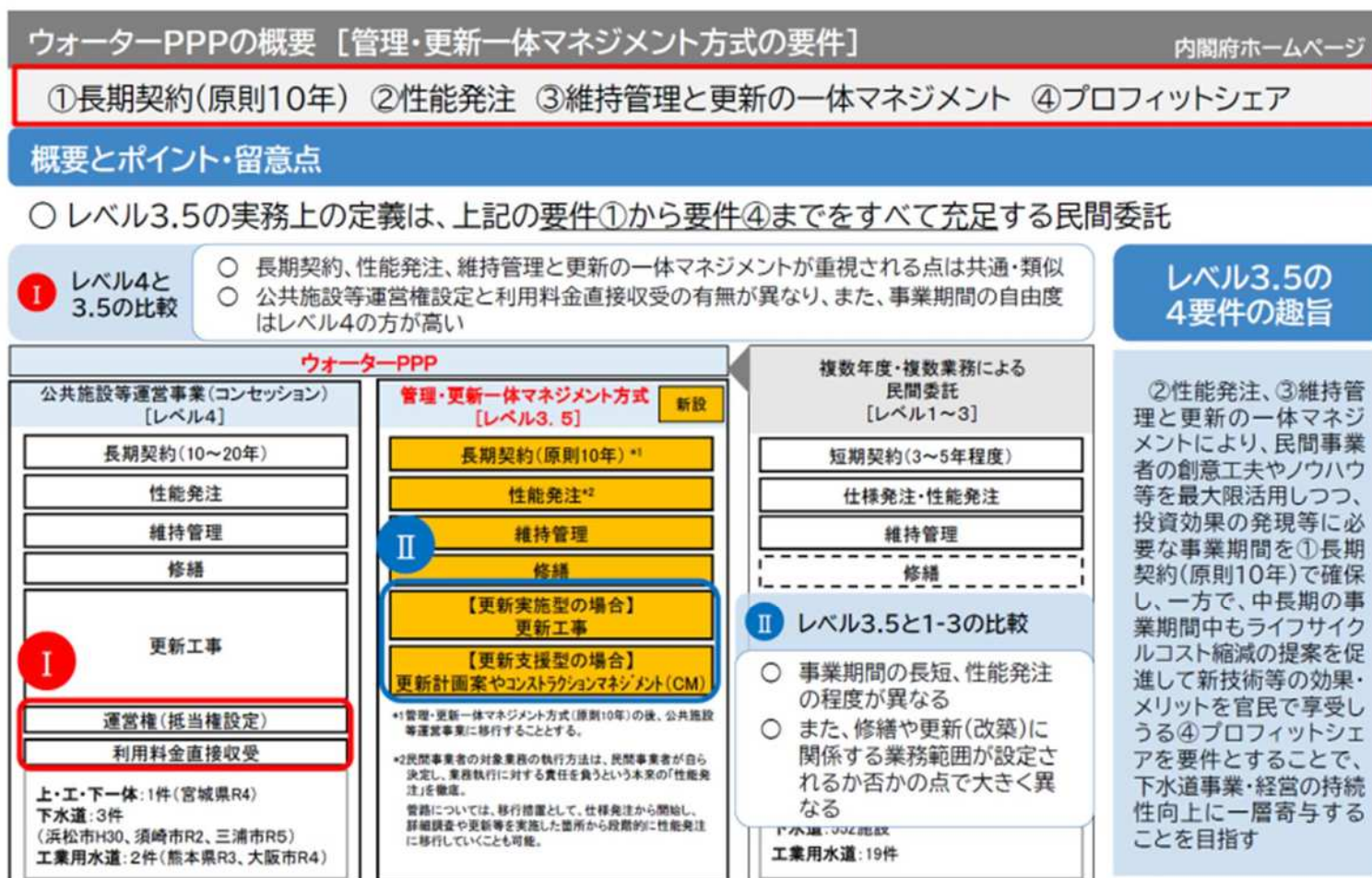
ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定)	
利用料金直接収受	
上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)	*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

引用元（ウォーターPPP概要 内閣府）

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

ウォーターPPP【レベル3.5】の4つの要件

- ウォーターPPP【レベル3.5】については、**4つの要件（以下、4要件）を満たす必要があります。**



引用元(下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

4要件①：長期契約（原則10年）について

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
 - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
 - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
 - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合(詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。)

引用元（下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省）

・ **契約期間は10年を予定しています。**

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

4要件②：性能発注について

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

- 性能発注を原則とする。
- ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

- 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
- また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担(役割、責任、費用、損害分担等)が重要である
- 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
- 性能規定の例は、次の通り。
 - 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
 - 管路施設:人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること

引用元 (下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)

- **性能発注を原則とし、管路については仕様発注から開始し、段階的に性能発注に移行する予定です。**

※変更契約になるので甲乙協議になる。

3. 荻田町の方針と参入意向調査について

4要件②：性能発注について

処理場・ポンプ場の性能規定の例

- 処理場・ポンプ場の性能規定の例は、次の通り

【処理場の性能規定(三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業の例)】

- 放流水質基準(案):受託者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、浄化センターの放流水質について、表に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。

【ポンプ場の性能規定(浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業の例)】

- イ 浜名中継ポンプ場
本ポンプ場において求める要求水準を図表 1-3に示す。
- 運転操作方法(案):水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。各施設について次のa、bを考慮した運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。
 - a 中継ポンプ場:処理場への流入下水の水量の均一化を図るため、運転間隔に注意し、揚水量を調整する等、送水先である処理場への影響を考慮した運転操作方法を設定すること。(b:省略)

図表 1-3 (参考)ポンプ場における要求水準

項目	要求水準	備考
ポンプ設備	流入水量 (時間最大) 5l ^{m3} /分	既存ポンプ台数 4 台 (予備 1 台込み)

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

4要件②：性能発注について

処理場・ポンプ場の性能規定の例

【ポンプ場の性能規定(宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業の例)】

- 水量の把握(案):流入水量に応じたポンプ設備等の運転操作を行い、計画流入水量相当時において要求水準を満足するよう、送水量を把握すること。降雨時の運転操作には、特に注意すること。なお、計画流入水量を超える流入となる場合は、異常増水の状況と考える。事業期間を通じて、送水すべき下水量の水準は図表 1-4が適用される。

図表 1-4 ポンプ場の水量把握(送水すべき下水量)の要求水準

項目		能力	
①	運営期間中における時間最大流入量(総水量)	22,245m ³ /秒	80,082m ³ /時
②	運営期間中における浄化センター送水量(晴天時)	0.109m ³ /秒	392.40m ³ /時
③	運営期間中における浄化センター送水量(雨天時)	0.313m ³ /秒	1,126.8m ³ /時
④	運営期間中における放流量	21.933m ³ /秒	78,959m ³ /時
⑤	運営期間中における放流量(吐口)	33.762m ³ /秒	121,544m ³ /時

出典)山口県宇部市「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業 要求水準書」(H29.5)

引用元 (下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

4要件②：性能発注について

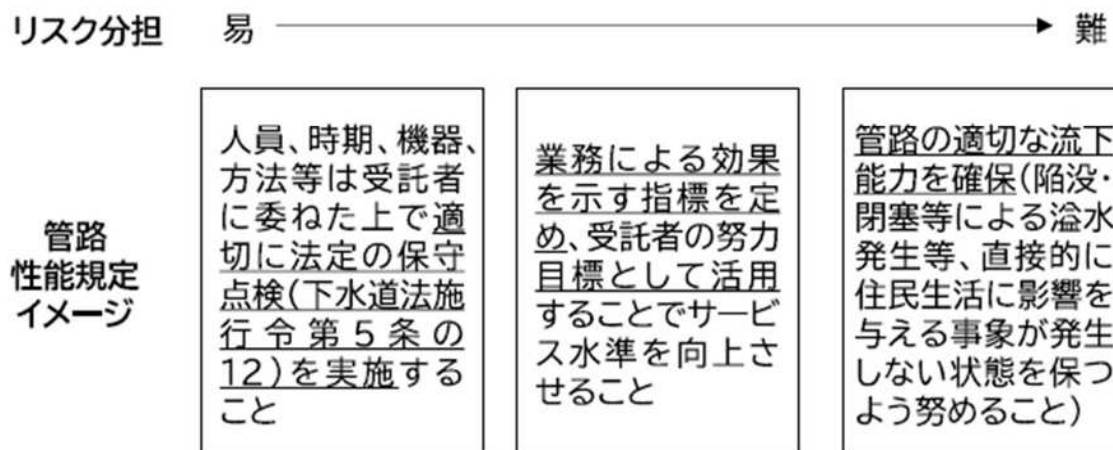
管路の性能規定の例

- 管路の性能規定の例は、次の通り
- 詳細は「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(国土交通省、R2.3)」等を参考

【管路の性能規定の例】

- 管路施設の性能(案):受託者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、受託者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

図表 1-5 (参考)管路の性能規定(イメージ)



3. 荏田町の方針と参入意向調査について

4要件②：性能発注について

管路の性能規定の例

【管路の性能規定の例】

- 管路施設の性能(案):人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること
- 次の図表1-6も参照

図表 1-6 (参考)R5.9.20付「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」事務連絡のポイント
(各地方公共団体に必要の対応)【法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)】

各下水道管理者において、下水道法等の規定を改めて確認するとともに、次のとおり適切に行うこと。

1-1 腐食するおそれ大きい下水道管路施設の適切な把握について

○腐食するおそれ大きい下水道管路施設は事業計画における主要な管渠※以外の施設も対象施設となるため、改めて対象施設を適切に把握する。
※事業計画(管渠調書)に記載する下水排除面積20ha(その構造の大部分が開渠のものにあっては10ha)以上の管渠(「下水道法に基づく事業計画の運用について」(令和3年11月1 日国水事第28号))

1-2 腐食するおそれ大きい下水道管路施設の点検の確実な実施について

○腐食するおそれ大きい下水道管路施設は5年に1回以上の頻度で点検を確実に行う。
○これまで1回も点検を行っていない場合には速やかに点検を行う。

1-3 腐食するおそれ大きい下水道管路施設の点検等の結果に関する記録の保存について

○点検を行った場合には、点検の年月日、点検を実施した者の氏名、点検の結果を記録し、次の点検を行うまでの期間保存する。

2 緊急度Iと判定された下水道管路施設の対策について

○腐食するおそれ大きい管路施設以外も含めて、全ての管路施設について、緊急度Iとなった箇所については速やかに措置する。

引用元 (下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

4要件③：維持管理と更新の一体マネジメントの型について

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関係する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関係する業務範囲(更新計画案作成)を設定する必要がある

図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

更新支援型	更新実施型
■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きょ、枝線管きょ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 □対象施設のコンストラクションマネジメント(CM) ※含む場合 ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。	■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きょ、枝線管きょ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 □対象施設の改築(の発注) ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。

引用元(下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)

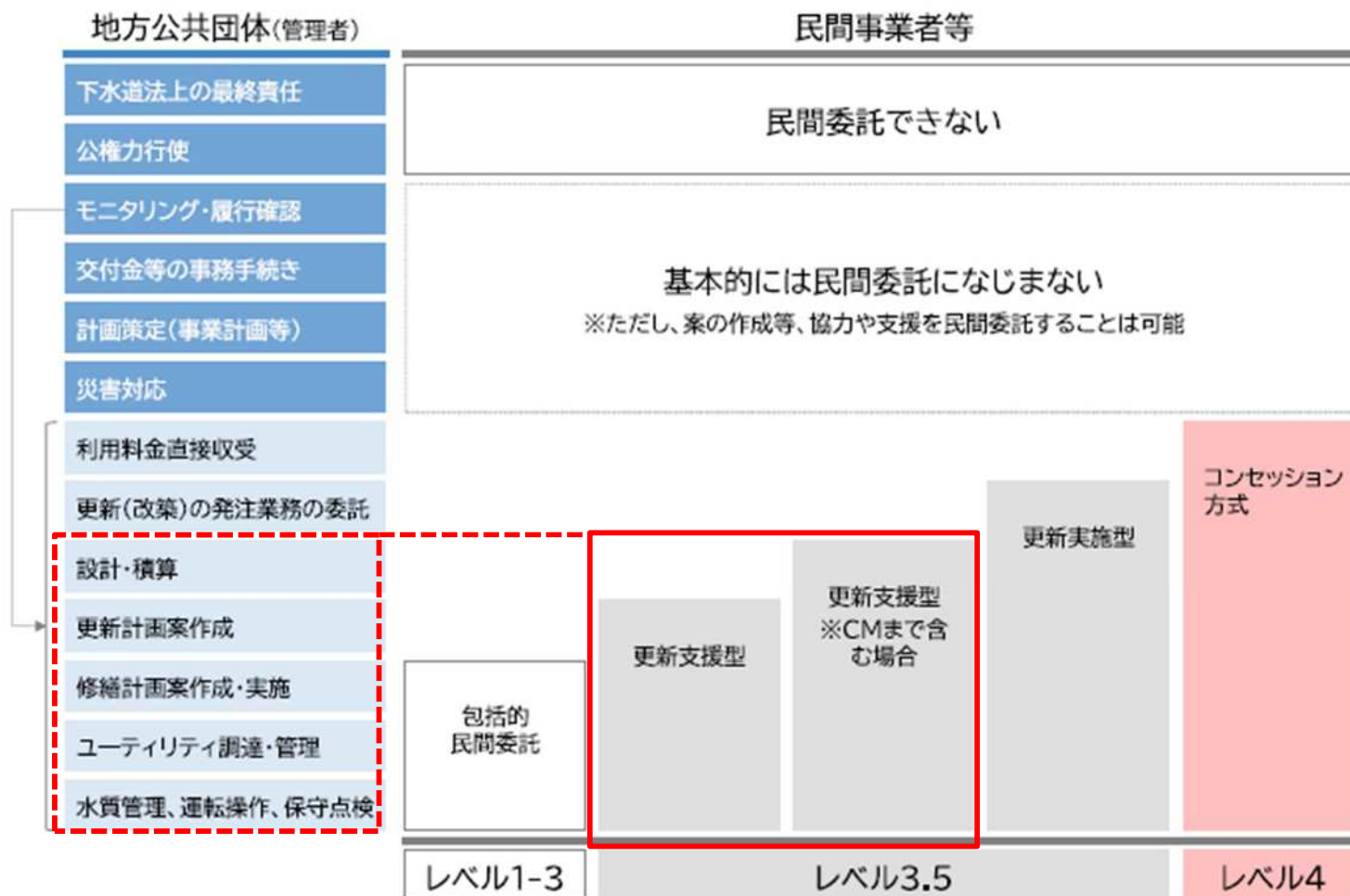
- ・ 苅田町では「更新支援型」を選択予定です。

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

4要件③：維持管理と更新の一体マネジメントの型について

更新支援型とは

図表 1-2 レベル 3.5 の業務範囲（イメージ）



引用元（下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省）

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

4要件④：プロフィットシェアについて

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

- 「プロフィット」とは「費用削減分」をいい、「シェア」は、費用削減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用削減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用削減分は受託者に帰属

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

概要とポイント・留意点

(参考)茨城県守谷市の先行事例

受託者の改善提案	(乙の改善提案) 第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。 2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。
要求水準の変更	(要求水準書の変更等) 第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第75条の定めに従うものとする。
委託料の減額	(要求水準書の変更に伴う措置) 第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。 2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。
半分は削減しない	

出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

3. 荏田町の方針と参入意向調査について

4要件④：プロフィットシェアについて

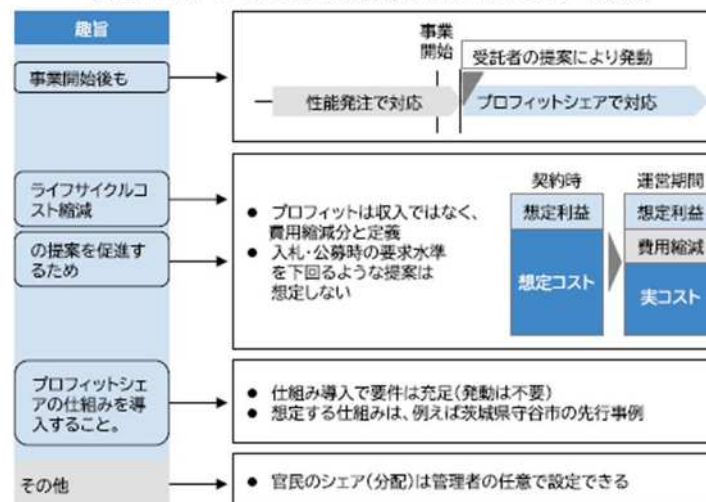
プロフィットシェアの考え方

1.4.1 概要(趣旨等)

- レベル3.5の要件④プロフィットシェアの趣旨は、事業開始後もライフサイクルコスト(LCC)縮減の提案を促進することであり、事業期間中の受託者からの追加的な提案(例えば、新技術導入等)により、発生することとなった費用縮減分(プロフィット)について、管理者と受託者で分配(シェア)する仕組みの導入が必要である。

- コスト縮減分(プロフィット)の全額について、管理者側で委託費を減額すると、受託者の創意工夫のインセンティブが失われ、技術の発展が阻害される。10年と長期にわたる事業期間において、受託者が、技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化、これらによりもたらされる付加価値向上に継続的に取り組むインセンティブ(全額を減額しない)を与えることを目的
- なお、技術革新や創意工夫により生まれるコスト縮減分(プロフィット)を対象
- 電力単価等の外的要因によるコスト縮減分(プロフィット)やロス、別途契約に対応メカニズムを盛り込む
- いわゆるプロフィットシェアリングと異なり、また、ロスシェア等のリスク分担等とも異なる(レベル3.5の要件④プロフィットシェアと区別)

図表 1-16 レベル3.5の要件④プロフィットシェアの概要



引用元 (下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)

- ・ プロフィットシェアについては、ウォーターPPPガイドライン2.0版と国の動向に注視して検討を行う予定です。

3. 町の方針と参入意向調査について

4要件④：プロフィットシェアについて

- レベル3.5においては、受託者から管理者へ費用削減分の一部を分配する場合、金銭ではなくても（例えば、地域活性化に役立つ物品）、官民双方が合意すれば可能
- 地域活性化の取組として、高知県須崎市と宮城県の事例が参考となる

図表 1-18 高知県須崎市のレベル4での取組

【例 須崎市下水道のレベル4】
(株)クリンパートナーズ須崎は、地震・津波等に対する地域の防災力向上に貢献するため、マンホールトイレ、ポータブル電源ソーラーパネルセット等の市への寄贈を任意事業として実施。

高知県須崎市のレベル4

- 運営権者の任意事業
- 地域の防災力向上に貢献するため、寄贈を実施

株式会社クリンパートナーズ須崎
新設備品式

目録と感謝状贈呈後
(市長、CPS社長)

マンホールトイレ
実施設見学

ポータブル電源、
ソーラーパネル実機見学

出典)株式会社クリンパートナーズ須崎ホームページ

図表 1-19 宮城県のレベル4での取組

【例 宮城県 上・下水道のレベル4】
(株)みずむすびマネジメントみやぎは、水道事業への理解醸成、地域活性化に貢献するため、浄化センターの見学ツアー、ショー、水を学ぶコーナーなどを盛り込んだイベントを、自主開催。

宮城県のレベル4

- 運営権者の自主開催
- 水道事業への理解醸成、地域活性化に貢献するため、イベントを実施

みずむすびマネジメントみやぎ

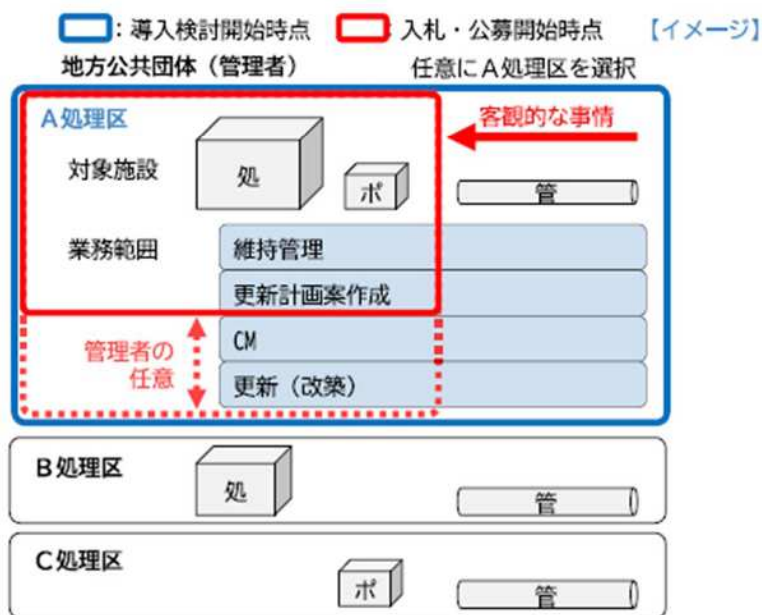
出典)株式会社みずむすびマネジメントみやぎホームページ

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

対象施設・業務範囲の設定の考え方

- まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)



引用元(下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)に加筆

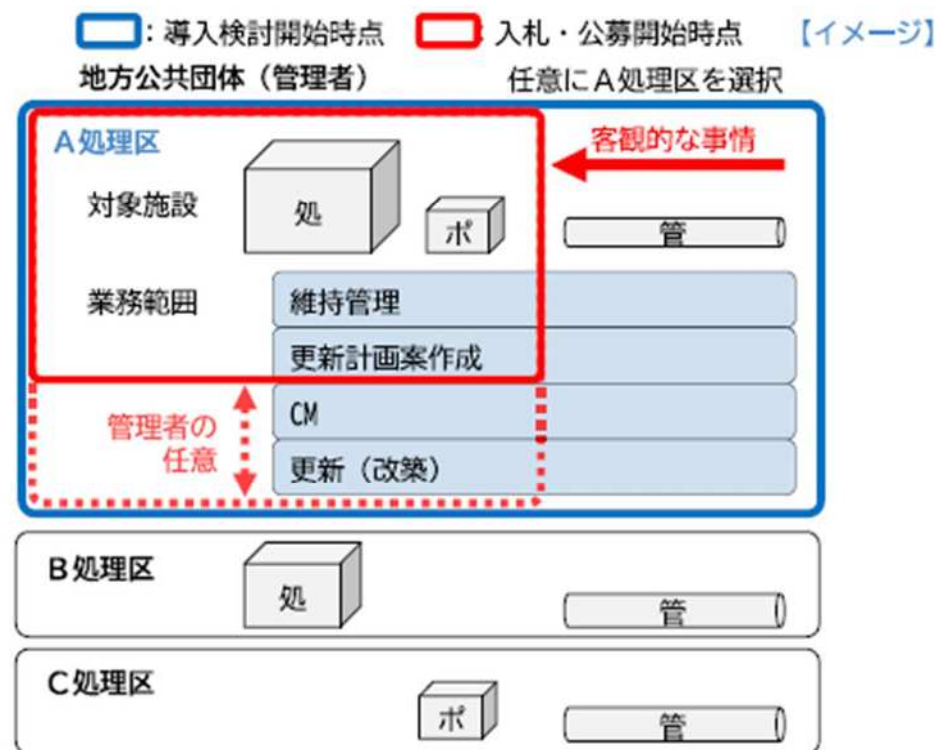
- ・ 苅田町では対象処理区を「公共下水道(苅田処理区、苅田町空港処理分区)および農業集落排水(片島地区、白川南部地区)の全域」とする予定です。

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

(5) 対象施設・業務範囲の設定の考え方

- 一般論として、事業規模が大きいほど期待する効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる
- このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基礎編(4.1、4.2)を参照

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)



引用元 (下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省) に加筆

- ・ 対象施設および対象業務については、今回実施するアンケート結果も踏まえて客観的に判断します。
- ・ 苅田町は対象施設として「管路および雨水ポンプ場」を検討しています。

3. 荏田町の方針と参入意向調査について

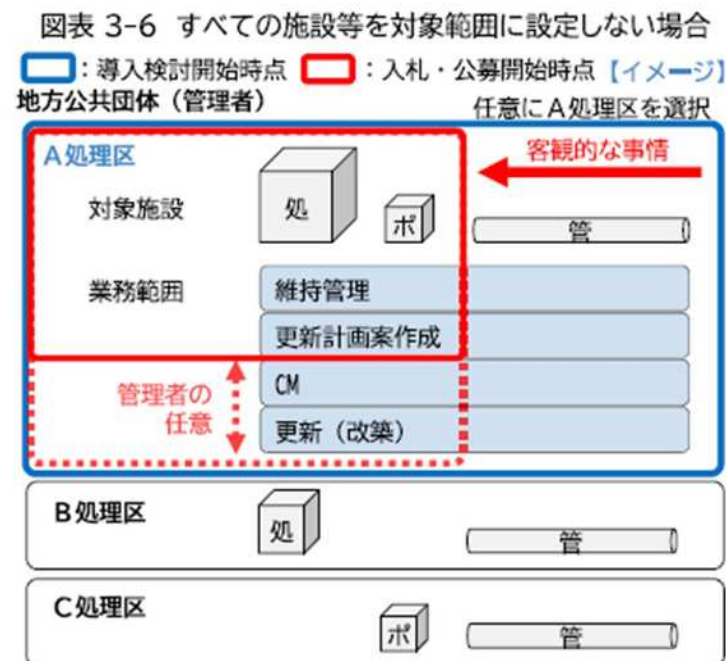
(5) 対象施設・業務範囲の設定の考え方

客観的な情報に基づく説明について

3.5.2 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定しない場合

- 入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

- 案1と異なり、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではないもの(以下「案2」という)を想定する場合、例えば、FSやMS等を活用し、「案1」と「案2」を比較等することで、どの選択肢がよいか確認
- 「案2」で入札・公募を開始する場合には、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある(=「客観的な事情」が必要)
- 客観的な情報として、例えば、FS、MS等の選択肢に挙げて比較した結果や経過等を想定(詳細については、本ガイドライン基礎編4.2を参照)
- 客観的な情報として、例えば、FS、MS等の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる。「案1」と「案2」の差分に応じて準備



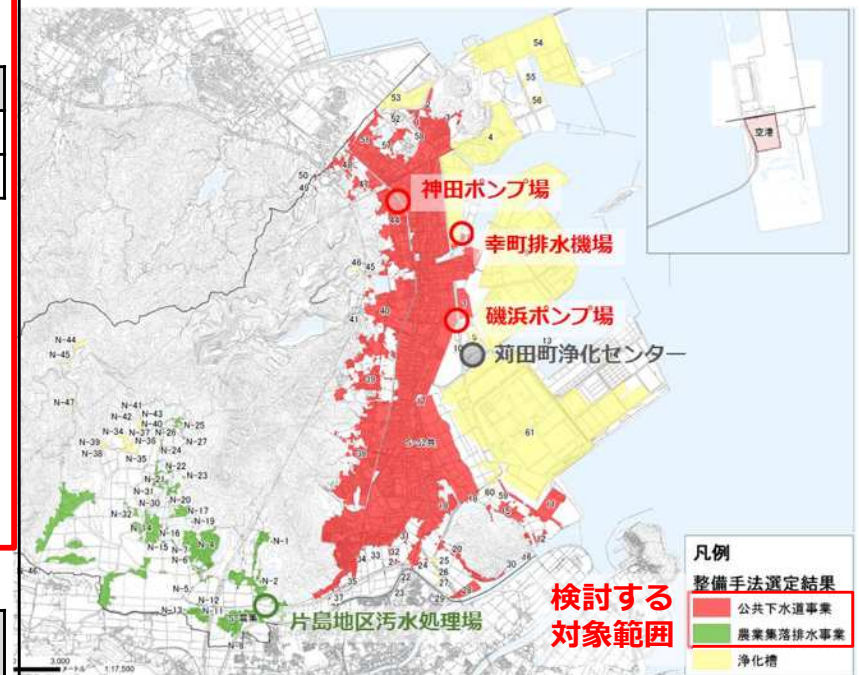
引用元 (下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン2.0版 国土交通省)

3. 菰田町の方針と参入意向調査について

ウォーターPPP導入検討の対象範囲

菰田町が検討しているウォーターPPP導入の対象範囲

公共下水道事業 (菰田処理区、菰田町空港処理分区)				農業集落排水事業 (片島地区、白川南部地区)			
管路				管路			
区分	管路延長(m)	排除方式	供用開始	区分	管路延長(m)	排除方式	供用開始
汚水	104,945	分流	H14.4	汚水	18,095	分流	H18.10
雨水	966	分流	S61.4	合計	18,095		
合計	105,911						
ポンプ場							
施設名	施設数(箇所)	排除方式	供用開始				
磯浜ポンプ場	1	分流(雨水)	S61.4				
神田ポンプ場	1	分流(雨水)	H1.4				
幸町排水機場	1	分流(雨水)	S61.5				
合計	2						
下水処理場				下水処理場			
施設名	処理能力 (m ³ /日)	処理方式	供用開始	施設名	処理能力 (m ³ /日)	処理方式	供用開始
菰田町浄化センター	5,400	標準活性汚泥法	H14.4	片島地区 汚水処理場	413	改良型回転式 生物接触法+ 消化脱窒	H18.10
菰田町浄化センター	1,800	OD法	R6.4	合計	413		
合計	7,200						
マンホールポンプ				マンホールポンプ			
処理区	施設数(箇所)	排除方式	供用開始	処理区	施設数(箇所)	排除方式	供用開始
菰田処理区	3	分流(汚水)	H27.4	片島地区	10	分流(汚水)	H18.10
合計	3			白川南部地区	5	分流(汚水)	H28.10
				合計	15		



処理場およびマンホールポンプは客観的理由によりウォーターPPPの対象範囲から外しています。

3. 苅田町の方針と参入意向調査について

(6) 検討中の事業内容

項目	検討中の事業内容
官民連携方式	管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) 更新支援型
事業期間	10年間(令和10年度事業開始予定)
対象処理区	公共下水道(苅田処理区、苅田町空港処理分区)および農業集落排水(片島地区、白川南部地区)の全域
対象施設	対象処理区内の管路、雨水ポンプ場のいずれか、または全て

4. 今後の予定について

4. 今後の予定について

- 令和6年度よりW-PPP事業の導入検討を開始したところであり、今後数年間をかけて検討・準備を進めていく予定です。
- 令和6年度の検討結果により、令和7年度以降にも事業者のみなさまへ、WPPP事業への参入の意向や、ご意見等についてお伺いするアンケート調査やヒアリングをお願いさせていただく可能性があります。
その場合は、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 詳細が明らかになりましたら、また荻田町のホームページ等でお知らせいたします。

アンケートにご協力お願いいたします

荻田町ホームページにアンケート調査票を公開しています。

アンケートURL：

<https://www.town.kanda.lg.jp/page/14857.html>



ご入力の上、**令和7年10月10日午後5時まで**にご回答願います。

參考資料

(参考)ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP

公共施設等運営事業(コンセッション)
[レベル4]

長期契約(10～20年)

性能発注

維持管理

修繕

更新工事

運営権(抵当権設定)

利用料金直接収受

上・工・下一体:1件(宮城県R4)
下水道:3件
(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)
工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)

管理・更新一体マネジメント方式
[レベル3、5]

新設

長期契約(原則10年)*1

性能発注*2

維持管理

修繕

【更新実施型の場合】
更新工事

【更新支援型の場合】
更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)

*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。

*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。

管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による
民間委託
[レベル1～3]

短期契約(3～5年程度)

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

水道:1,400施設
下水道:552施設
工業用水道:19件

(参考)管理・更新一体マネジメント方式の要件

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

(性能規定の例)・処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア^{*1}の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	▶ プロフィット シェア	官	民
①	2削減		2		1	1
②		2削減	2		1	1

*1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

(参考)用語の説明

- 維持管理と更新(改築)の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための事業方式であり、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により、地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」の2方式がある。また、この維持管理・更新一体マネジメント方式を、ウォーターPPP(レベル3.5)と呼ぶ

- コンストラクションマネジメント(CM)

発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネジャー(CMr)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの

- レベル4(コンセッション)

管理者(市)は運営権者(事業者)に運営権を設定。運営権により、運営権者(事業者)は原則として利用者(市民)から収受する下水道利用料金により事業を運営する方式

(参考)用語の説明

- **性能発注**

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注方式

- **仕様発注**

発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式

- **ストックマネジメント**

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること

- **統括・マネジメント業務**

適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理すること。これまで発注者側の役割であったものを、事業者側が実施するため、ウォーターPPP業務に含む場合は適切な積算により事業費に反映する

(参考)用語の説明

- プロフィットシェア

契約時に見積もった工事費や契約時に見積もった維持管理費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合において、縮減分を官民でシェアする仕組み

- プロポーザル方式

プロポーザル方式においては、事業者選定の段階において業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する方式

- マーケットサウンディング(MS・民間市場調査)

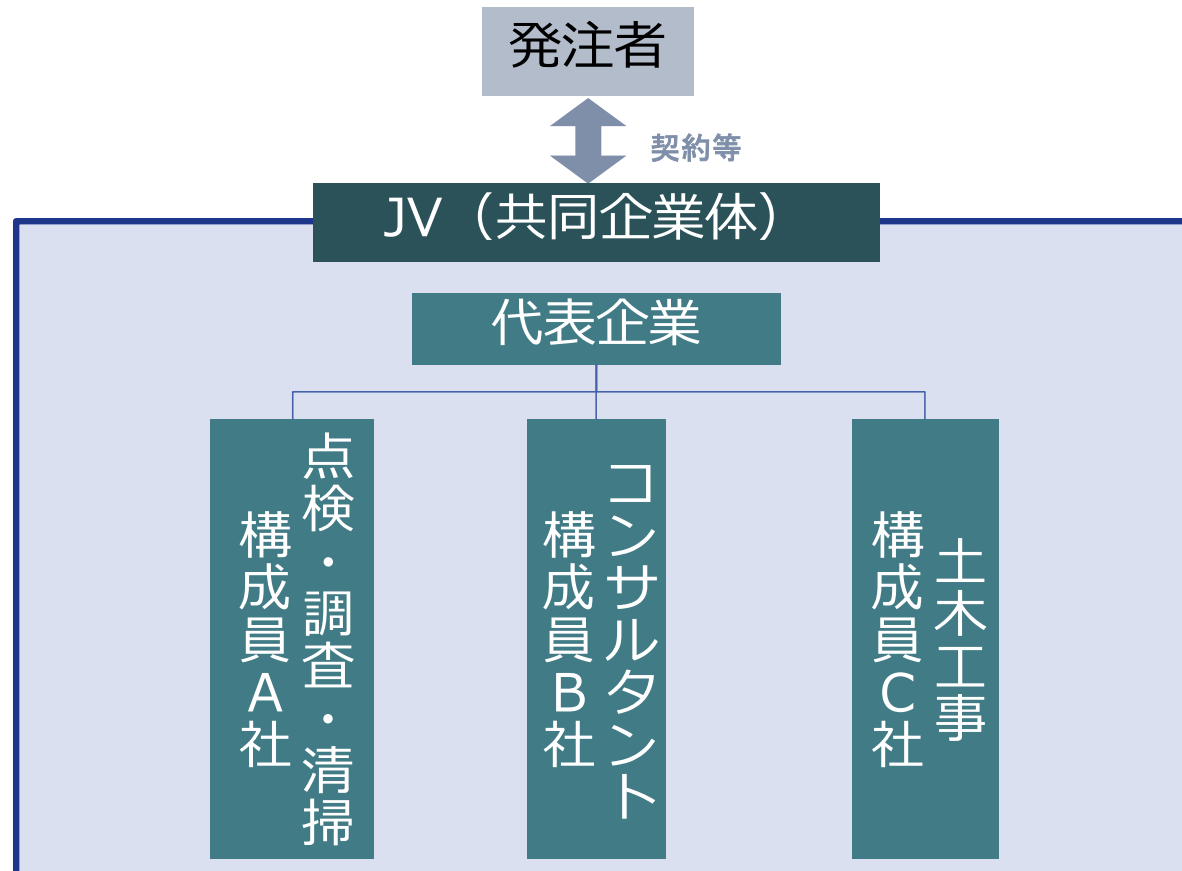
事業に対する民間事業者の関心度合い(参入意欲)、参入条件等の意向のほか、事業スキームや必要な検討事項、開示情報等について検討・把握することを目的に実施する調査のこと

(参考)用語の説明

- JV(共同企業体)

建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと

JV(共同企業体)のイメージ



(参考)用語の説明

- **甲型共同企業体**

甲型共同企業体とは共同施工方式のことであり、全構成員が各々あらかじめ定めた出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式

- **乙型共同企業体**

乙型共同企業体とは分担施工方式のことであり、各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ分割し、各構成員は、それぞれの分担した工事について責任をもって施工する方式

項目	甲型JV(共同施工方式)	乙型JV(分担施工方式)
施工方式	出資比率に応じて一体的に施工	分担工事ごとに施工
共通経費	出資比率に応じて負担	分担工事額に応じて負担
費用計算	全体として一括で計算	各分担工事ごとに個別に計算
施工責任	工事全体に対して共同で責任を負う	各分担工事ごとに責任を負う
利益分配	工事全体の責任を構成員全員が負い、利益も分配	各分担工事の責任は個別で、最終的には工事全体に対し連帯責任

(参考)用語の説明

SPC(特別目的会社)

資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと

コンセッション方式(レベル4)では、公募提案する共同企業体が、新会社(=SPC)を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い

単独事業者、JV、SPCの比較

類型	単独の民間事業者等	JV(ジョイントベンチャー)	SPC等の新会社の設立
効果・メリット	-	● SPC等の新会社の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	● 一体的な事業実施 ● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と改築関係)を一者で対応できる民間事業者は限られる	● 一体的な事業実施の観点を考慮 ● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	● 新会社の設立や運営等の負担が大きい ● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある

68

引用元(下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版)